

京都市告示第 3 7 4 号

京都市観光駐車場条例第 6 条の規定に基づき、次のとおり京都市清水坂観光駐車場のバス利用を完全予約制とする期間を定めます。

令和 8 年 9 月 2 4 日

京都市長 松井 孝治

京都市清水坂観光駐車場のバス利用を完全予約制とする期間は、令和 8 年 1 0 月 7 日から同年 1 2 月 1 0 日までとします。

この期間内の完全予約制の時間は、午前 8 時から午後 6 時までです。

(建設局自転車政策推進室)